

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神山町財務規則(令和3年規則第3号)第6章契約に関する事務手続について請負業者を、公正かつ適正に選定するために定める。

第2章 業者の格付基準

(格付)

第2条 業者の格付は、当該年度において第4章建設工事指名審査委員会において、等級別に格付されたものとする。

第3条 前条の格付にあつては、当該年度に徳島県建設工事請負業者選定要綱によって定めた毎年4月1日時点の総合数値を適用する。

2 建設工事各付基準は次のとおりとする

- (1) 神山町Aは徳島県の土木一式工事特A・A
- (2) 神山町Bは徳島県の土木一式工B
- (3) 神山町Cは徳島県の土木一式工C
- (4) 神山町Dは徳島県の土木一式工D及び徳島県各付等級のない業者
(等級別格付有効期限)

第4条 等級別格付の有効期限は、当該決定があつた日から起算して翌年の等級別格付の決定の日の前日までとする。

(等級別基準発注金額)

第5条 建設工事の等級別標準発注金額は次のとおりとする。

- (1) 土木工事の等級別基準発注金額

等級	基準発注金額
A	20,000万円未満
B	5,000万円未満
C	2,000万円未満
D	1,000万円未満

- (2) 建築工事の等級別基準発注金額

等級	基準発注金額
A	20,000万円未満
B	7,000万円未満
C	2,500万円未満

- (3) 舗装工事の等級別基準発注金額

等級	基準発注金額
A	—
B	3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 前項各号に定めのないものについては、建設工事指名審査委員会で決定する。

第3章 適格業者の選定

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の標準発注金額に対応する等級の資格を有する業者のうちから、次に掲げる事項を参考に適正に行うものとする。ただし、必要がある場合には、上位及び直近下位の等級の資格を有することができる。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 建設工事等の成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持建設工事等の契約件数、契約高及び進捗状況
- (5) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (6) 当該建設工事等施工についての技術的適正
- (7) 労働福祉の状況等

2 適格業者の選定の標準は、5社以上とする。

第4章 建設工事指名審査委員会
(委員会の設置)

第7条 建設工事における業者の選定を公正かつ適正にするため、建設工事指名審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を審査する。

(1) 入札参加者の資格決定

(2) 次の契約に係る競争入札に参加する者の選考及び入札参加資格の決定

ア 建設工事又は製造の請負に関する契約

イ 建設工事に関する測量、設計、調査等に関する契約

ウ 物品及び備品等の購入又は借入れに関する契約

(3) 神山町建設業者指名停止措置要綱(平成14年要綱第10号)に基づく入札参加者の指名停止処分

(4) その他重要と認められる事項

(組織)

第8条 委員会は、別表の職にある者及び臨時委員をもって組織する。

(委員長)

第9条 委員長は副町長を充てる。

2 委員長は会議を総括する。

3 副町長に事故あるとき、又は副町長が欠けたときは、参事が、副町長及び参事に事故あるとき、又は副町長及び参事が欠けたときは、総務危機管理課長がその職務を代行する。

4 委員長は臨時に必要と認めるときは、関係職員のうちから、臨時委員を指名することができる。

(会議)

第10条 会議は委員長が招集する。

2 委員会の議事は公表しない。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、委員長の指示する課において処理する。

第12条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5章 補則

(職務上の秘密保持)

第13条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成24年2月27日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成29年度の入札参加資格格付日から施行する。
 附 則
 この要綱は、公布の日から施行する。
 附 則(令和2年訓令第11号)
 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
 附 則(令和4年訓令第4号)
 この要綱は、公布の日から施行する。
 附 則(令和7年訓令第7号)
 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
 附 則(令和8年訓令第4号)
 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表(第8条関係)

建設工事又は製造	測量、設計、調査等	物品及び備品等の購入又は借入れ	審査委員
200万円以上5,000万円未満	100万円以上5,000万円未満	150万円以上700万円未満	副町長、参事、総務危機管理課及び建設課の各課長並びに担当課長
5,000万円以上	5,000万円以上	700万円以上	副町長、教育長、参事並びに総務危機管理課、建設課及び税務保険課の各課長及び担当課長